

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」を次のとおり定めております。

1. 計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日

2. 当社の課題

●女性の多くが受発注業務（事務職）で配置され、有給休暇が取得しづらい。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標①：有給休暇の取得率を75%以上にする。

<取組内容>

2022年4月～ 有給休暇取得を推進する取組（本社から各事業所に対する取得を促す通知、取得しやすい職場の雰囲気作り、管理職による率先取得）を行う。

目標②：女性社員の育児休業の取得率100%を維持する。

<取組内容>

2022年4月～ 妊娠・出産等を申し出た女性社員に対して育児休業に関する制度の周知を行い、女性社員の育児休業取得率100%を維持する。

女性の活躍の現状に関する情報公表

2022年3月現在

- | | |
|------------------|--------|
| ①男女の平均継続勤務年数の差異 | 65.0% |
| ②労働者一月当たりの平均残業時間 | 11.1時間 |
| ③有給休暇取得率 | 69.4% |

以上